



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(才)第1649号  
決定日 令和6年12月12日  
裁判所 最高裁判所 第一小法廷  
裁判長裁判官 中 村 慎  
裁判官 安 浪 亮 介 ( )  
裁判官 岡 正 晶  
裁判官 堺 徹  
裁判官 宮 川 美 津 子  
当事者等 上告人 野村 一也  
被上告人 蘭越町  
同代表者町長 金 秀行  
被上告人 難波 修二  
上記兩名訴訟代理人弁護士 佐々木 泉頭 ほか  
原判決の表示 札幌高等裁判所令和6年(ネ)第64号(令和6年7月30日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和6年12月12日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 高橋 博美



こ れ は 正 本 で あ る 。

令 和 6 年 1 2 月 1 2 日

最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷

裁 判 所 書 記 官 高 橋 博 美

